

幸手市税条例の一部を改正する条例

幸手市税条例（昭和30年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第25項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第26項とし、同条中第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (3) 附則第10条の2第25項の改正規定（同項を同条第26項とする部分を除く。）及び附則第3条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (4) 附則第10条の2の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 特定都市

河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３１号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第２条 前条第２号に掲げる規定による改正後の幸手市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第２６号）の施行の日から令和３年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号。次項において「改正法」という。）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第６４条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

２ この条例による改正後の幸手市税条例（以下この項において「新条例」という。）附則第１０条の２第２６項の規定は、令和３年４月１日以後に改正法第１条の規定による改正後の地方税法附則第６４条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては

地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第２６号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和３年４月１日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日（当該施行の日が１月１日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和３年４月１日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第１０条の２第２６項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５０条第２項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）第３８条第２項」とする。

令和３年６月１日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の非課税の範囲に関する規定の整備、セルフメディケーション税制の適用期限の延長、わがまち特例に関する課税標準の特例措置の追加その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。